

松戸市議会会議規則の一部を改正する規則

松戸市議会会議規則（昭和41年松戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第77条―第78条の2）」を  
「第9節 公聴会・参考人（第76条の2―第76条の8）  
第10節 会議録（第77条―第78条の2）」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第13条中「行なう」を「行う」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第18条ただし書、第21条及び第24条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第25条から第27条までの規定及び第28条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第35条ただし書及び第39条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項及び第60条第4項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第73条中「行なう」を「行う」に改める。

第75条中「はかる」を「諮る」に改める。

第76条第2項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第77条第2項中「速記法によつて速記」を「速記法又は録音機器によつて記録」に改める。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

#### 第9節 公聴会・参考人

(公聴会開催の手續)

第76条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第76条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第76条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏ることのないよう、公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第76条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第76条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第76条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第76条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第76条の5（公述人の発言）、第76条の6（議員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第85条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第87条中「行なう」を「行う」に改める。

第88条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第94条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第103条中「すべて」を「全て」に改める。

第105条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第108条第2項及び第111条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第120条中「行なう」を「行う」に、「、及び第32条」を「及び第32条」に改める。

第122条中「はかる」を「諮る」に改める。

第123条第1項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第131条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第144条本文中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第147条中「行なう」を「行う」に改める。

第148条中「こえる」を「超える」に改める。

第153条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第94条第2項の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。

平成25年2月21日

松戸市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1節～第7節 (略)</p> <p>第8節 表決 (第67条—第76条)</p> <p><u>第9節 会議録 (第77条—第78条の2)</u></p> <p>第2章～第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(議席)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1節～第7節 (略)</p> <p>第8節 表決 (第67条—第76条)</p> <p><u>第9節 公聴会・参考人 (第76条の2—第76条の8)</u></p> <p><u>第10節 会議録 (第77条—第78条の2)</u></p> <p>第2章～第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(議席)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>3 (略)</p>

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもつて行なう。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては4人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立つて表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程の終了及び延会)

第24条 (略)

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

(選挙の宣告)

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもつて行う。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては4人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立つて表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程の終了及び延会)

第24条 (略)

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて延会することができる。

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行なう際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口の閉鎖)

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 (略)

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 (略)

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口の閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 (略)

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

4 (略)

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終った後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2・3 (略)

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(質疑、討論の終結又は省略)

第60条 (略)

2・3 (略)

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終った後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(質疑、討論の終結又は省略)

第60条 (略)

2・3 (略)

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 (略)

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第76条 (略)

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第76条 (略)

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

## 第9節 公聴会・参考人

(公聴会開催の手続)

第76条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第76条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件

に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第76条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏ることのないよう、公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第76条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第76条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第76条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第76条の8 会議において参考人の出席を求め

### 第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第77条 (略)

2 議事は、速記法によつて速記する。

(一括議題)

第85条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(審査順序)

第87条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行なうを例とする。

(先決動議の表決順序)

第88条 他の事件に先だつて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(所管事務の調査)

第94条 (略)

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定

る議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第76条の5（公述人の発言）、第76条の6（議員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

### 第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第77条 (略)

2 議事は、速記法又は録音機器によつて記録する。

(一括議題)

第85条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(審査順序)

第87条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第88条 他の事件に先だつて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(所管事務の調査)

第94条 (略)

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準

を準用する。

(発言の許可)

第103条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第105条 発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 (略)

(発言時間の制限)

第108条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(質疑又は討論の終結)

第111条 (略)

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(選挙規定の準用)

第120条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第122条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は起立の方法で表決をとらなけれ

用する。

(発言の許可)

第103条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第105条 発言は、全て簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(発言時間の制限)

第108条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(質疑又は討論の終結)

第111条 (略)

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(選挙規定の準用)

第120条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力) 及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第122条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は起立の方法で表決をとらなけれ

ばならない。

(表決の順序)

第123条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(議長及び副議長の辞職)

第131条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。

3 (略)

(議長の秩序保持権)

第144条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

(戒告又は陳謝の方法)

第147条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行なうものとする。

(出席停止の期間)

第148条 出席停止は、7日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第153条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはか

ばならない。

(表決の順序)

第123条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(議長及び副議長の辞職)

第131条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決定する。

3 (略)

(議長の秩序保持権)

第144条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて定める。

(戒告又は陳謝の方法)

第147条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第148条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第153条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮つ

つて決定する。

て決定する。